別表２　森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区　分	施業の方法	森　林　の　区　域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注１)
		林班	小　　班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	2	全域	230.18	主伐林齢： 標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下
		3	全域	139.14	
		29	31、32、49、123、124、126、132～146、148～150、155、248～252、254、259～261、264、276、311、1124、1133、1140、1253～1259	90.04	
		30	全域	204.46	
		1001	6	3.08	
		1002	38～45	44.17	
		1003	2、4～11、~~12、~~13～20	57.33	
		1004	全域	44.87	
		1005	全域	21.37	
		1009	全域	27.15	
		1010	全域	43.88	
		1011	17、30～32	13.75	
		1012	37、38、42、46～49、51、103	26.14	
		1020	全域	81.86	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２）		該当なし		主伐林齢： 標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進図るための森林	長伐期施業を推進すべき森林（注３）	4	1001～1016	47.32	主伐林齢： 注３の表による 皆伐面積：20ha以下
		5	1001、1086、1111、1112、1117、1118、1132、1161、1165	15.58	
		6	43、84	0.34	
		7	87	1.76	
		11	7、9、11～15、22、23、26、29~~、37~~	5.34	
		~~13~~	~~7、19、22~~	~~1.08~~	
		14	13、53	1.56	
		21	50、52	2.10	
		22	26、55	2.61	
		23	6、7、18、19、152	7.54	
		28	7～10、15～17、54	28.86	
		31	5、113、114	2.56	
		35	18、26	0.98	
		37	6、9	0.64	
		38	3、10、19、20	1.52	
		39	1、3～6、26、90	3.01	
		40	7、36、37	21.80	
		41	63、64	8.80	
		42	1、21、27、29、40、77、181、182、201	9.49	
		44	64～66、68、75、76	8.80	
		46	1	1.04	
		1013	35、42、45、125～127	2.80	
		1016	2～4、6、24、25	4.12	
		1017	4～6	9.08	
		1022	6、8、9、34～39、45、46、50	11.71	
		1023	2～4、6、8、13、19、24	6.52	
		1025	37～45、72、88、131～138、140、141、175～178	33.08	
		1026	26	0.30	

	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注1　森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注２　「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注３　「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹　　種	主伐可能な林齢
人　工　林	エゾマツ・アカエゾマツ	９６年以上
	トドマツ	６４年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	４８年以上
	その他針葉樹	６４年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	４８年以上
	その他広葉樹	６４年以上
天　然　林	主として天然下種によって生立する針葉樹	９６年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	１２８年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	５０年以上

【道有林】

区　分	施業の方法	森　林　の　区　域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注１)
		林班	小　　班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	113	1, 2, 51～62, 64～67, 69, 71, 74, 75, 95, 98, 801, 830, 901, 902, 930～932	185.13	主伐林齢： 標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha以下
		114	7～12, 14～17, 22, 41, 42, 51, 53～64, 95, 98, 801, 832～835, 901, 931～935	239.27	
		118	1～5, 11, 41, 51, 52, 54～56, 58, 65, 66, 68～75, 80～82, 901, 902	205.86	
		146	全域	165.57	
		147	1～4, 51～64, 66～77, 80, 84～86, 95, 96, 98, 901, 906, 930～938, 995, 998	257.03	
		148	1～6, 8, 51, 53, 54, 56～61, 66, 80～83, 95, 98, 901, 930～934, 995, 998	141.35	
		149	1, 4～6, 41, 51～66, 69, 98, 901, 998	195.59	
		150	1～3, 5, 11, 51～61, 63, 65～71, 80～83, 95, 96, 98, 901, 930	264.10	
		151	1, 2, 5, 11, 51～55, 57～70, 72～77, 80～86, 95, 96, 98	236.20	

	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２）		115	1, 3～7, 10～12, 41, 51～53, 57, 59～62, 98, 801, 901, 903, 930	187. 77	主伐林齢： 標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha以下
			116	2, 3, 5～11, 41, 51, 52, 58, 60～62, 64～67, 801, 832～840, 901, 930, 931～933	248. 54	
			117	1, 2, 51～56, 64, 80～83, 96, 801, 901, 930	132. 48	
			145	3～8, 10, 11, 13～15, 23, 51～53、55～66、95、96、98, 802, 901, 902, 995, 998	285. 72	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）				主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	113	72, 73	8. 55	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			114	65, 802, 830, 902, 930	8. 76	
			115	63, 64, 802, 902	9. 99	
			116	63, 81～83, 802, 902, 834	33. 14	
			117	60, 62, 84～86, 802, 831, 902	31. 57	
			118	61～64, 67, 76, 903	33. 01	
			145	1, 2, 16～22, 803, 903, 930	83. 78	
			147	6, 7, 65, 830, 903, 904	38. 99	
			148	7, 903	23. 28	
			149	2, 3, 7, 67, 68, 95, 902, 903	54. 85	
			150	4, 62, 903	11. 42	
			151	3, 78	13. 72	
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進図るための森林	長伐期施業を推進すべき森林（注３）					主伐林齢： 注３の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）				主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林				主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注1　森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注２　「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注３　「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹　　種	主伐可能な林齢
人　工　林	エゾマツ・アカエゾマツ	９６年以上
	トドマツ	６４年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	４８年以上
	その他針葉樹	６４年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	４８年以上
	その他広葉樹	６４年以上
天　然　林	主として天然下種によって生立する針葉樹	９６年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	１２８年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	５０年以上

別表３　鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
エゾシカ	２～４９林班 １００１～１００５林班 １００９～１０２３林班　（全域）	6,384.03

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
エゾシカ	１１３～１１８林班 １４５～１５１林班 （胆振管理区全域）	3,095.67

注：森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。